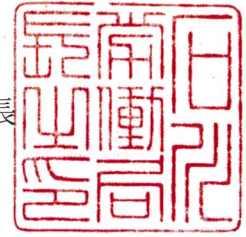


関 係 各 位

石川労働局長



石川県最低賃金の改正金額の周知等について（ご依頼）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の円滑な推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石川県最低賃金は、本年10月3日から時間額1,113円に改正されます。

石川県最低賃金は、石川県内の事業場で働くすべての労働者の方に適用されるもので、県民、事業者の皆様に幅広く周知する必要があります。

このため、改正後の最低賃金額や改正発効日について、貴機関の広報誌やホームページに掲載していただくほか、同封した改正金額の周知用ポスター、リーフレットを掲示又は窓口に備え付けていただくなど、周知に当たって特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、県内の中小・小規模事業者が、最低賃金の引上げに円滑に対応できるよう、各種支援策（業務改善助成金など）をまとめた「賃上げ支援助成金パッケージ」や「最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ」のリーフレット等も同封しております。こちらの利用勧奨と周知につきましても御協力を賜りますようお願い申し上げます。なお、これらの支援策につきましては、石川働き方改革推進支援センター・石川県よろず支援拠点と連携しておりますことを申し添えます。

【照会先】

（最低賃金の周知全般に関すること）

石川労働局労働基準部賃金室 TEL076-265-4425

（各助成金の照会先は「賃上げ支援助成金パッケージ」に記載しております）

【連携先】

○ 石川働き方改革推進支援センター

金沢市駅西新町3-1-10 NEWSビル8F TEL0120-319-339

○ 石川県よろず支援拠点

石川県金沢市鞍月2-20（石川県地場産業振興センター新館1階）TEL076-267-6711

【お願い】

広報誌等に改正内容・支援策を掲載いただいた場合には、お手数ですが、下記連絡先まで、その該当箇所をメール等により提供いただきますようお願い申し上げます。

【連絡先】

〒920-0024 金沢市西念3丁目4番1号

石川労働局労働基準部賃金室 （担当：小関）

Mail chinginshitsu-ishikawakyoku@mhlw.go.jp